

公共汚水柵の設置基準

- (1) 公共汚水柵は、下水道工事の時、宅地に設置する。
農地については、取付管のみ設置し、宅地になった時点で市の負担で汚水柵を設置する。
川之江処理区において、平成15年度以前に下水道工事を施工したが、取付管及び汚水柵を設置していなかった土地については市の負担で設置する。
- (2) 官民境界より、1.0m以内の位置に設置する。
- (3) 原則として、土地1筆に1箇所設置する。
- (4) 土地が数筆ある場合でも、現状が1屋敷と判断できる土地については、1箇所のみ設置する。
(1世帯の家屋がある場合)
- (5) 下水道工事の時、土地が1筆で、その中に数戸の持ち主が異なる家屋がある場合は、それぞれに1箇所設置する。
家屋の名義が同じであっても、完全に世帯が分かれている場合は1箇所設置する。
下水道工事後は(8)の基準を適用する。
- (6) 農地で土地が1筆であっても、地形的に段差(50cm以上)がある場合は、宅地を想定して取付管の設置数を決める。
- (7) 土地の面積が2,000㎡以上の場合は、現地状況を見て取付管及び汚水柵を2箇所設置することができる。
- (8) 公共下水道の供用開始後、新たに土地を分筆した場合
分筆された土地の所有者が変わり、汚水柵が必要となった場合は市の負担で設置する。
- (9) 開発行為者からの申請については、宅地造成に伴う公共下水道接続許可申請書を提出してもらい許可書を発行する。
施工費用については、すべて、開発行為者の負担とする。
- (10) (1)(3)(4)(5)(7)の基準以外に汚水柵を設置しようとする者は、申請書を提出して個人負担で施工する。

附 則

この基準は、平成16年4月1日から適用する。

公共汚水柵申請書及び承諾書の区分

(1) 公共下水道管理設工事と同時に設置する場合

市設置	公共汚水柵設置承諾書(様式第1号)
	公共取付管設置承諾書(様式第2号)

個人設置	私設汚水柵設置申請書(様式第4号)
	私設取付管設置申請書(様式第5号)

(2) 公共下水道管理設工事完了後に設置する場合

市設置	公共汚水柵設置申請書(様式第3号)	汚水柵のみ設置(公共取付管設置箇所)
		取付管及び汚水柵設置

個人設置	私設汚水柵設置申請書(様式第4号)	汚水柵のみ設置(私設取付管設置箇所)
		取付管及び汚水柵設置

(3) 汚水柵を廃止(撤去)する場合

個人廃止	公共汚水柵廃止申請書(様式第6号)
	私設汚水柵廃止申請書(様式第7号)